

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

小川町全域（六十・三六平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月十五日から令和六年三月二十五日まで